

## 京田辺市上下水道事業経営審議会(第2回)議事録

### 日時

平成31年3月12日(火) 午後1時30分～午後4時15分

### 場所

京田辺市上下水道部事務所 2階 大会議室

### 出席者

山田会長、米田副会長、大嶋委員、山中委員、赤尾委員、益田委員、小長谷委員、太田委員、川嶋委員

(会長、副会長を除き、京田辺市上下水道事業経営審議会規程第2条に示す第1号委員から第3号委員の順、各号内で順不同)

### 欠席者

杉本委員

### 事務局

礮谷公営企業管理者職務代理者、伊東上下水道副部長、上杉経営管理室担当課長、村上上水道課長、栗田下水道課長、尾崎経営管理室企画経営係長

### 事務局補佐

株式会社日水コン3名

### 傍聴者

1名

### 議事

1 開会

2 挨拶

市長から挨拶

3 挨拶

公営企業管理者職務代理者から挨拶

4 審議事項

(1) 水道事業の現状と問題の把握・課題について

第1回経営審議会の議事録について報告を行った後、事務局より定足数の確認を行った。

審議会の公開について、会長から各委員の了承を得た後、事務局から以下の内容を説明した。

- 第1回経営審議会の振り返り
- 現状と問題の把握・課題
- 人口の見通し
- 給水量の見通し
- 投資・財政計画の見通し

#### 【主な質疑】

(委員) 23ページは平成29年度までの資金残高、51ページには平成30年度以降の資金残高がグラフ化されていますが、これらは同じ定義で算出したデータと考えてよろしいでしょうか。

(事務局) そのとおりです。

(委員) 水質検査は薪浄水場で行っているのですか。

(事務局) 薪浄水場で検査が可能な項目については薪浄水場で行い、できない項目については京都府に検査を委託しています。

(委員) 水質検査は何名の職員で行っているのですか。

(事務局) 今は職員1名、嘱託職員1名の計2名で行っています。

(委員) 水質検査を行っている職員は、資格を持っているのですか。

(事務局) 水質検査に係る資格はありませんが、化学系の学科を卒業した職員が従事しています。

(委員) 民間企業の場合は有資格者が検査をする仕組みですが、水道の水質検査では有資格者が検査をする必要はないのですか。一般の方が検査をしても大丈夫なのですか。

(事務局) 水道水質基準や水質試験方法は厚生労働省令などで定められており、その手順に沿って検査できる方であれば大丈夫です。本市で行っているのは簡易的な検査で、年に4回は京都府に検査をしてもらい、専門的な目で見ていただいています。また、水道技術管理者の資格を持ったものが、水質検査の結果について確認しています。

(委員) 水質検査を行う条件や頻度は決められているのですか。

(事務局) 水道法によって定められている頻度で検査を実施しており、基準値以内の水道水をお送りしておりますので、安心して飲んで

いただけます。

- (委 員) 検査の大部分が機械化されているとみてよいのですか。
- (事務局) 消毒設備等の検査項目につきましては機械化されており、管理目標値を下回った場合に警報が鳴るようになっています。その他の検査項目については、水質検査で確認しています。
- (委 員) 給水量の見通しで開発水量を見込んでいますが、具体的にはどのような開発水量を見込んでいるのですか。
- (事務局) 南田辺西地区、南田辺東地区、大住土地区画整理事業、田辺北土地区画整理事業、枚方京田辺ごみ焼却施設等を見込んでいます。
- (委 員) 大口利用者は具体的にどのようなものがあって、継続して利用していただける状況にあるのですか。
- (事務局) 椿本チェーンや同志社大学が主な大口利用者であり、継続して利用していただける状況にあります。
- (委 員) 下水道事業への貸付金は水道事業に返ってくるのですか。
- (事務局) 下水道事業の不足額を補うために、平成30年度から3年間で、約3億円ずつ貸し付け、今後5年間で下水道事業の経営が安定してから償還してもらうという形で考えています。
- (委 員) 金利は付けていますか。
- (事務局) 公営企業ですので、無利子ではなくわずかですが金利を付けており、回収する際に利息を取るという形になっています。
- (委 員) 事業費については、現段階で京田辺市としての計画を持っていて、その計画を反映しているということによろしいでしょうか。
- (事務局) 事業費には薪浄水場の電気設備更新、南田辺西・東地区の開発に伴う配水池の整備及び送配水管管路の整備などにかかる費用が主な支出となっています。また、優先順位の高い基幹管路の耐震化や施設の耐震化等への投資を考えています。
- (委 員) 課題の中に基金運用ルールの見直しとありましたが、将来的には当審議会で議論することになるのでしょうか。なるのであれば、現状のルールについて説明していただきたい。
- (事務局) 第1回審議会の資料でもご説明しましたが、本市では新規に給水を受ける際に利用者のみなさまから分担金をいただき、基金として積立てています。基金には2種類あり、建設基金と料金調整基金があります。建設基金は新規拡張事業の財源として取り崩すことになっていますが、現状のルールのみで行くと、本市では新たな拡張整備を行っていませんので、建設基金の取

り崩し額が減少し、結果として建設基金が余るといった状況になります。この状況を改善するために、拡張事業だけでなく更新事業に対しても建設基金から取り崩せるようにルールを変えていきたいと考えています。料金調整基金は受水費の補填として取り崩すことになっていますが、現状のルールのままで行くと、京都府営水の受水単価が下がることで取り崩し額が減少し、結果として料金調整基金が余るといった状況になります。

(委員) 大規模な開発によって水道の財政は改善するのですか。

(事務局) 施設整備には費用がかかりますが、配水区域が拡大することで最終的には投資額を回収できると考えており、基本的には財政に好影響を及ぼすと考えています。

(委員) 京田辺市は先行投資を上手に回収する仕組みを作っていますので、現時点で言えば上手に経営してきたといえます。今後は基金の運用ルールを変えて、基金を使いやすくする提案をされるということです。

## (2) 下水道事業の現状と問題の把握・課題について

事務局から以下の内容を説明した。

- 第1回経営審議会の振り返り
- 現状と問題の把握・課題
- 人口の見通し
- 下水道有収水量の見通し
- 投資・財政の見通し

### 【主な質疑】

(委員) 下水道事業と農業集落排水事業は、各々独立した公営企業という位置づけなのか、1つの公営企業の中で部門分けられているのかどちらでしょうか。

(事務局) 各々独立した公営企業会計です。

(委員) 一般会計繰入金ですが、2016年度と2017年度で数値が大きく変わっていますが、これは公営企業会計の導入に伴うものですか。

(事務局) いいえ。これは、一般会計からの繰入れに関する基準を見直し、国のルールへと変更したことに伴い基準内と基準外の内訳が大きく変わっています。

- (委員) 基準内と基準外が変わることに対し、どう判断するのでしょうか。このことが今後の下水道使用料をどうするかという問題に直接関係してくるため、十分確認したいと考えています。
- (事務局) 上下水道事業だけでなく介護保険等、繰入が必要な様々な特別会計事業がある中で、他部局との調整の上でこのような見直しを行い、上下水道事業の経営健全化の一つとして取組み始めたところです。本市では汚水処理原価を下水道使用料としていただいています。流域下水道で汚水処理している関係で国が標準として定めた150円/m<sup>3</sup>には達していません。京都府平均でも150円/m<sup>3</sup>に達しておらず、それぞれの使用料設定をみていただく方がよいとは考えています。
- (委員) 150円/m<sup>3</sup>が目安であるということは確かですが、その地域の置かれた状況、流域下水道の努力、京田辺市の施策を反映してどう考えるかということ、全国平均的な目標として総務省が取り決めているということもありますので、今後、このことに関しては皆さんと議論したいと思います。大きな課題であるということで、認識しておいてください。
- (委員) 不明水が増えることによって、使用料をもらえない水を処理しなければならないということですが、平成27年度に有収率が下がっているのは何故ですか。
- (委員) 不明水は言葉どおり、原因が不明のものです。このため、不明水の大小で使用料がこうなるという議論は望ましくないと思います。
- (事務局) 不明水は、雨天時の不明水、晴天時の不明水に分けられています。雨天時については、マンホール等からの雨水の浸入水、晴天時については、地下水の浸入水が多く、常時浸入水というものです。本市は分流式下水道ですが、個々の家の敷地内で汚水と雨水を同じ管に繋ぐ「誤接続」が行われている可能性があります。
- (委員) 2018年度の水量が減少しているのはなぜですか。
- (事務局) 2018年は4月～12月のデータの集計結果です。あと3ヶ月で例年より少し多くなる見通しです。
- (委員) 管から漏れていた場合はその都度、補修されているのですか。
- (事務局) 漏れている場合、地下水が浸入する場合両方ありますが、管の中に新たな管を入れることなどにより補修しています。老朽化が進んでいる松井ヶ丘地区などについては長寿命化計画をたて、

管更生工事を行っています。

(委 員) 更生を行った場合、その後何年使用できますか。

(事務局) メーカーでは、40年から60年ともいわれています。ほとんどの区域は口径20cmの管であり、この工法で対応します。また、布設されているのは塩化ビニル管が多く、コンクリート管のようにひび割れるといったことは少ないといえます。

(委 員) 水道は圧力をかけて水を流しているため、漏水を発見しやすいですが、下水道は地面の下を川のように重力で流れているため、管が割れて水が漏れたり地下水が浸入しても発見しにくいです。その調査には管内にテレビカメラなどを入れる方法などがありますが、全て調査するのは困難です。

(事務局) カメラ調査は始めています。不明水については流量計を設置して経過観察していますが、全域の調査は費用が莫大となるため、重点的に行う箇所を決めて調査を進めています。

(委 員) 下水の使用量によって費用が決められているのですか。

(事務局) そのとおりです。使用料は水道料金と一緒に徴収しています。

(委 員) 工場など、水道を使わず下水道だけ使用しているところがあると思いますが、どうしているのですか。

(事務局) そういうところは下水道でメーターを設置し、下水道使用料をいただいています。

(委 員) 流域下水道へは、水量と比例した額を支払うのですね。

(事務局) 本市が流域下水道に支払う額は処理水量で決まりますので、支払う方の処理水量と有収水量の乖離をできる限り無くし、使用料で回収できるようにしたいと考えています。

(委 員) 最も処理水量と有収水量の差の少ない平成25年度はどのような状況だったのですか。その状態になればよいのですね。

(事務局) 不明水の原因究明は難しいです。有収率の悪化した平成27年度にどのような変化があったか、例えば小学校等は点検を行い誤接続が無いか調査していますが、残念ながら原因は未だ不明です。ただ、平成28年度から管更生工事を始めており、その効果が出てきていることはデータからわかります。

(委 員) 住宅新築工事の際には誤接続等無いかの検査は行われているのですか。

(事務局) 新築時には検査していますが、その後の増築・改築などで誤接続が起こることも考えられます。市内を巡回している中で、工事箇所についてはチェックしています。

- (委員) 農業集落排水の3地区は、使用料は公共下水道と同じですか。また、使用料体系が30数年変わっていないと思いますが、今後、いつごろ改定があるのですか。
- (事務局) 農業集落排水事業の使用料は基本料金と人数割り単価で算定していて、これまで改定はしておりません。他市町では排水量に応じた従量料金制とされていますが、同地区で投資の回収を行うと高料金となり利用者が増えないため、基本的には投資部分を除いた日頃の維持管理費（ランニングコスト）を対象として使用料を設定しています。それでも公共下水道に対し、農業集落排水は約3倍程度の使用料となっています。
- (委員) 農業集落排水は、設備を作る費用、維持管理の手間など考えると、かかる費用が高い分、使用料も安くはないといえます。本市では無理ということですが、他市町では、管を入れて公共下水道に接続し、事業を1本化している事例も多いです。
- (事務局) 今回の審議会でも農業集落排水の課題として挙げているところです。
- (委員) 同じ市民として使用料をそろえるべきという考え方も、コスト分は負担してもらおうという考え方もあります。
- (委員) 水洗化率が100%にならない理由は何ですか。
- (事務局) 理由は大きく2つあります。1つは経済的な問題で改修費が出せないというもの、もう1つは社会的な問題として、高齢、借家などの理由によるものです。
- (委員) 水洗化するための移行期間というものはあるのですか。
- (事務局) 汲み取りの場合は、家の中を改修する必要があり、水洗化の助成制度や補助金、融資制度等もありますが、自己負担は必要なため、各ご家庭の事情を無視して下水道に繋げることにはできません。また、合併浄化槽を既に設置している場合は、既にトイレは水洗化されており、一定の投資をされていますので、合併浄化槽が古くなるまでは使いたいという話もあります。ただ、合併浄化槽にも耐用年数があるため、その時期や家を改修する時期に検討してもらおうようお願いしています。
- (委員) 水洗化率は100%にしないといけないのですか。
- (事務局) 京都府の水洗化計画2015では、2020年に京都府内の水洗化率100%を目指しています。本市としても、目標に向けてがんばっていきたいと考えています。
- (委員) 法的にも下水道への接続義務というものはあります。

(委員) 下水道で処理するか、し尿処理場を別途設けて処理するか、そうになると行政としては二重投資となります。

(事務局) 合併浄化槽はきちんと点検・補修をすれば水を浄化する機能が十分発揮できますが、定期点検は半分程度しか行われていない現状ですので、臭気などの問題も発生しています。

5 今後のスケジュールについて  
事務局から説明

6 公営企業管理者職務代理者挨拶  
公営企業管理者職務代理者から挨拶

7 閉会

以上